

## 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

平成20年10月23日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（平成19年4月27日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）は、「内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。」とされている。これを踏まえた平成20年5月30日の本部長諮問を受けて、評価・調査委員会は、規制所管省庁や提案主体より意見聴取し、調査審議を行った。

この結果について、評価・調査委員会は、「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」としてとりまとめ、平成20年8月4日に本部長に提出したところである。

構造改革特別区域推進本部は、別表に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。また、今後、調査審議意見に基づく評価・調査委員会によるフォローアップが行われた場合は、これを踏まえて、対応を行っていくこととする。

別表 調査審議意見

要望事項	調査審議意見	所管省庁
都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直し	規制所管省庁においては、現行の都道府県固定資産評価審議会について、具体的代替措置の提示があったときには、必置規制の見直し等を含め、地方公共団体の自主性がより尊重されるような方向で検討されたい。	総務省
幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化	<p>本提案について、規制所管省庁は、保育士資格所有者が幼稚園教員免許を取得することを一層促進するため、幼稚園教員資格認定試験の一次試験について運用を改善し、平成21年度から実施すること。そのために必要な検討を規制所管省庁において早急に開始し、平成20年中に結論を得ること。</p> <p>また、規制所管省庁は、幼稚園教員免許所有者が、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修することにより保育士資格を取得する仕組みや、保育士試験を受験する際の科目免除の拡大など、幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策について検討し、平成20年中に結論を得て、可能な限り早期に実施すること。</p> <p>規制所管省庁における当該検討に当たっては、評価・調査委員会における指摘を十分に踏まえるとともに、その反映状況を評価・調査委員会に報告すること。</p>	文部科学省 厚生労働省
保健所の設置要件の緩和	<p>本件2提案については、評価・調査委員会において審議を進めてきたが、一方で、地方分権改革推進委員会においても議論が進められてきた経緯があり、規制所管省庁において、規制緩和の方向で検討し、平成20年度中に結論を得ることとされている。</p> <p>規制所管省庁においては、評価・調査委員会における指摘を十分に踏まえつつ、提案の趣旨の実現に向けて対応を検討し、上記のとおり結論を得た後、できる限り早期に実施されたい。</p> <p>また、当該検討の推進に当たっては、評価・調査委員会における指摘の反映状況と併せて、評価・調査委員会に次のとおり報告されたい。</p>	厚生労働省
保健所長の医師資格要件原則の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年10月頃を目途に、検討事項の整理状況及び検討スケジュールの見通しについて</li> <li>・平成20年末を目途に、検討の進捗状況及びさらに検討すべき課題について</li> <li>・平成20年度末を目途に、検討の結論について</li> </ul>	

要望事項	調査審議意見	所管省庁
火薬類取扱者制限の見直し	<p>本提案について、提案者から火薬類取扱者制限の見直しに当たって安全性を確保するための措置が提示されたときは、規制所管省庁は提案者の要望に最大限応えるよう助言や協力をを行い、安全の確保が見込まれる場合は、年齢制限の緩和を含め、制限の見直しを検討されたい。</p> <p>また、評価・調査委員会は、提案者に対して早急に安全対策の提案を求めると共に、取組及び検討の状況についてフォローアップを行っていくこととする。</p>	経済産業省
火薬類消費許可の見直し	<p>本提案について、規制所管省庁は、消費許可に係る許可権者の裁量範囲について問い合わせがあった場合には、運用の改善を図る観点から、提案者の要望に最大限応えるよう助言されたい。</p> <p>なお、提案者から火薬類消費許可の見直しに当たって安全性を確保するための措置が提示されたときは、規制所管省庁は提案者の要望に最大限応えるよう助言や協力をを行い、安全の確保が見込まれる場合は、制限の見直しを検討されたい。</p>	経済産業省
回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大	<p>本提案については、提案者の要望に最大限応えるよう、規制所管省庁は関連団体等と連携し、必要な検討を進めることとされたい。</p> <p>具体的には、以下について検討し、可能となったところから順次実現を図ることとされたい。</p> <p>①国際埠頭での運用実態の調査と事業者への注意喚起を早急に行うとともに、柔軟化回送運行番号標の取り付け方法や材質について事業者等の意見聴取を行い、貸与する柔軟化回送運行番号標に反映させる。これらにより、国際埠頭での運用の改善を確実にする。</p> <p>②今年度末までに、国際埠頭での運用の改善状況、プレート材質の改善等を踏まえて、第10次提案を受けて検討が進められている国内埠頭への緩和の可否について最終判断することとし、可能と判断したときは、年度内を目途に必要な省令改正を行う。</p> <p>③国内埠頭への緩和後、さらに柔軟化回送運行番号標の脱落の有無や材質の劣化度合、適正な管理が行われているかどうか、1年以内を目途に検証した上で、埠頭以外への拡大の可否について検討する。</p> <p>④この場合、柔軟化回送運行番号標のコストについての、利用者負担のあり方の見直しも検討課題とする。</p> <p>また、評価・調査委員会は、検討及び取組の状況についてフォローアップを行っていくこととする。</p>	国土交通省